

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 26 年 9 月 30 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
倉水地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 26 年 9 月 19 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況
○経営体数
個人 5 経営体（うち認定農業者 5 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。

5. 地域農業の将来のあり方

当該地区は、主として甘藷や人参など露地野菜を中心に施設野菜や水稻との複合的な経営が行われている。集落内では高齢化及び兼業化が進む一方、土地利用型農業の担い手が確保されつつある。

今後は、認定農業者など地域の中心となる経営体への利用集積を進め、低コスト化及び効率化した農業を行うことで経営の強化を図るとともに、多様な担い手の育成に努め、地域農業の維持・発展を目指す。

6. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。